

仕 様 書

国立大学法人滋賀医科大学学部学生健康診断及び採血業務請負 一式

令和6年9月

国立大学法人滋賀医科大学

仕 様 書

1. 請負業務の表示

国立大学法人滋賀医科大学学部学生健康診断及び採血業務請負 一式

- ① 新入生健康診断・在学生定期健康診断
- ② 採血

2. 契約期間

契約期間は令和7年4月1日から令和9年3月31日までの期間とする。

3. 請負の内容

① 健康診断及び採血の実施（内容については別紙「学部学生健康診断検査項目」のとおりとする。）

学部学生健康診断は、滋賀医科大学学生健康診断規程に規定する健康診断として、学校保健安全法第13条第1項及び学校保健安全法施行規則第5条第1項並びに第6条第1項の規定に基づき実施すること。

- a. 健康診断及び採血の実施に際しては、履行期間内及び定められた受検時間に実施するため、必要な健診車及び検査機器等を配備し、併せて問診を行う医師、採血を行う看護師など必要な人員を本学職員（以下、本学担当者という。）と相談の上、名札を付帯して派遣すること。
- b. 健康診断に必要な問診票及び尿検査の実施に伴う消耗品については、個人ごとに封をして本学の指定する日に用意すること。ただし、問診票がオンラインの場合は、尿検査の実施に伴う消耗品のみ用意する。
- c. 健康診断の実施に際し、検査に必要な器具等については、検査当日までに必要数量を請負者の負担において請負者が用意すること。
- d. 採血の実施に際しては、本学が準備した採血管を使用し、その他必要な器具等については請負者の負担において請負者が用意すること。
- e. 各検査の受付及び受付用具の準備は、請負者が行うこと。
- f. 健康診断会場の設営及び後片づけは請負者が行い、本学担当者の確認を受けること。
- g. 使用済みの器具類の処分・廃棄については、請負者の責任において請負者の負担で行うこと。

② 健康診断結果の記録及び報告

健康診断の結果については以下の方法で健康診断実施後、21日以内に記録の提出及び報告するものとする。

a. 個人宛通知票

紙媒体の場合は、個人別に出力し、表から所属・氏名が確認できること。さらに、第三者が見ることができないように厳封した用紙であること。オンラインの場合は、セキュリティを担保した上で個人が出力できるもの。

b. 一覧帳票（1冊）

c. 電子媒体による報告

本学が事前に提供する受検者の基本データ（米国Microsoft社製Excel（以下、Excelという。）で作成）に、付随する全ての検査結果データを作成し、Excel（CSV形式）で読み込みができるデ

ータで本学へ提出すること。

- d. 上記報告は、各検査の終了後、速やかに行うこと。なお、所見が確認された受検者に対する通知は、所見確認後直ちに行い、本学保健管理センター医師（以下、本学医師という。）にも同様の通知をすること。

③ 健康診断結果データの管理

請負者は以下の機能を有する健康診断結果デジタルデータを提供すること。

- a. 健康診断データの経年管理ができること。
- b. Excel データに加工できること。
- c. 米国Microsoft 社製 Windows11 以降のOS で動作が可能なこと。
- d. X線直接撮影結果は請負業者が最低5年間保管し、本学の要請があれば、デジタルデータにて提供すること。

4. 実施場所

国立大学法人滋賀医科大学（大津市瀬田月輪町）、請負者施設（受検地は滋賀県または、京都市内）とする。

5. 実施時期

いずれも対象者は別紙「学部学生健康診断検査項目」のとおりとし、年度により実施日に若干の変更があるため、事前に打合せのうえ決定する。

- ① 新入生健康診断・在学生定期健康診断及び採血：4月1日～5日の平日3日以内
- ② 採血：11月下旬から12月上旬の平日1日

6. その他

- ① 請負者は、本仕様書に基づき常に適切な管理をし、誠実に業務を遂行しなければならない。
- ② 請負者は、業務上知り得た個人情報について、個人情報保護法に基づき一切外部へ漏らさぬよう、管理に当たっては責任を持って保護しなければならない。
- ③ 請負者は、健康診断の検査等の実施にあたり最善の注意を払うものとする。万一、過失等により受検者に損害を与えた場合は、その損害の賠償責任を負うこと。
- ④ 請負者は、令和5年度の臨床検査精度管理調査において、社団法人全国労働衛生団体連合会により実施されたもので総合評価が90点以上、または、公益社団法人滋賀県臨床検査技師会により実施されたものでA評価を得ている者、もしくは同会と同等以上の機関で同評価を得ている者でなければならない。
- ⑤ 請負者は、本仕様書に基づき、実施内容、方法及び血液検査等の精度性等について、事前に本学医師又は本学医師が指定する本学担当者とは打ち合わせを行わなければならない。
- ⑥ 採血については、本学が準備する採血管を用いて血液を採取し、検体を必要本数提供する。
- ⑦ 身長・体重及び血圧・脈拍においては、本学の機器を使用する場合には契約単価の半額で実施するものとする。
- ⑧ 種々の要因により、契約に含まれる受検項目が本学での健康診断時に受検できない場合は、請負者施設にてその項目のみを追加で受検することとする。また、請負者施設での受検のために受検者本人による予約があった場合は、本学担当者に定期的に報告を行うこととする。

- ⑨ 請負者は、受検対象者が迅速に受検できるよう実施方法について検討し、また、本学担当者に協力しなければならない。
- ⑩ 請負者は、本仕様書に明記されていない事項であっても、業務の遂行にあたり当然に実施すべきものについては、契約金額の範囲内で実施しなければならない。
- ⑪ 請負者は、健康診断実施後に実施についての問題点、次回健診に向けての変更点等を本学担当者と打合せ、変更事項について対応すること。
- ⑫ その他本仕様書に明記されていない点及び不明な点については、双方協議の上で実施することとする。